

令和8年3月

新2年生保護者の皆様

滋賀県立草津高等学校
校長 北川 公洋

「しが体験・探究の日」について

仲春の候 保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和7年度に「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」が開催され、子どもたちが「滋賀・体験の日」を利用して得た学びは得難い貴重なものとなったことから、滋賀県では、子どもたちの探究的な学びをより充実させるために、「しが体験・探究の日」を設けます。

つきましては、本校において取得できる対象、取得可能期間、申請の方法、「しが体験・探究の日」を取得できない日（期間）を下記のとおり定めましたので、本校の Web ページに掲載しております「県立高校生・保護者用リーフレット（県教育委員会作成）」とあわせてご確認くださいませようお願いします。

1 取得できる対象

第2学年で実施する「総探ゼミ（2学期後半～3学期前半）」に関わって、大学教授や企業等関係者への聞き取り調査など、学校で行う探究活動の充実につながるもののうち、平日でなければ実施が困難なもの。

（オープンキャンパスへの参加、テーマパークへの訪問等、自己の進路実現を目的としたもの、遊興を目的としたものなど、探究活動と関わりないと判断できるものは取得対象になりません）

2 取得可能期間

令和8年11月～令和9年1月の間において、「総探ゼミ」で継続的に実施する探究活動に関連のある、学校外での探究活動に、平日に参加する場合について、1日単位で年間最大3日まで取得可能です。

3 申請の方法

本校所定の用紙により、取得予定日の2週間前までに申請してください。保護者署名（自署）が必要です。※申請書は本校 Web ページに掲載しています。印刷してご利用ください。

4 本校の「しが体験・探究の日」を取得できない日（期間）

- ・式典（始業式、終業式 等）
- ・学校行事等
（校外学習、学園祭（準備期間含む）、各学年の行事、避難訓練 等）
- ・考査関係
定期考査、課題考査、単位追認考査、考査週間、学期末の考査返却期間、成績不振者指導、成績不振者補習 等
- ・保健関係 各種検診 等
- ・その他 学校で定める日

5 その他

- ・生徒のみでの実施も可とし、「しが体験・探究」を取得した場合は、「出席停止・忌引き等」の扱いとします。また、「しが体験・探究の日」取得中の安全管理等については、生徒および保護者等の責任の下で行ってください。
- ・「しが体験・探究の日」を取得した場合、受けられなくなる授業の内容については、生徒が自学自習で対応するものとし、補習などは行いません。

担当 教頭 服部 武弘